

# 「沖縄県甲乙丙丁号達」(国立公文書館所蔵) とそこに収録された明治前期沖縄県令達について

青嶋 敏

地域社会システム講座

## ‘Okinawa-ken kou otsu hei tei gou tasshi’ and Administrative Orders and Notices of Okinawa Prefecture

Satoshi AOSHIMA

Department of Regional and Social Systems, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

### 一 はじめに

本稿は、国立公文書館が所蔵する『公文別録』に綴られている「沖縄県甲乙丙丁号達」<sup>(1)</sup>(以下「本資料」という場合がある。)と、そこに収録された明治前期の沖縄県の令達ないし令規(以下本稿では「令達」という。)を紹介することを目的とするものである。

筆者はこれまでに、沖縄における近代法の形成・展開とその構造の研究のための基礎的作業として、明治期から昭和戦前期までに編纂・発行された沖縄県の令達集ないし令規集(以下「令達・令規集」という。)を主たる対象として、沖縄県が戦前期に公布または発令した令達に関する情報を収集・整理する作業を行ってきた<sup>(2)</sup>。筆者はまた、令達・令規集以外の刊行物を検討対象とした戦前期沖縄県の令達に関する基礎的作業の手始めとして、『琉球新報』紙上の「本県公文」欄を取り上げた<sup>(3)</sup>。本稿は、さらに戦前期沖縄県の令達を収録した残存公文書に検討対象を広げて、沖縄県が公布または発令した令達に関する情報を収集・整理する作業を行ったものである。

### 二 本資料について

本資料の原本は、国立公文書館が所蔵する『自明治十五年同十六年 公文別録 官吏雑件二 太政官乙』(請求番号本館-二A-〇〇一-〇〇-別〇〇〇五一-〇〇)に綴り込まれている。

『公文別録』は、明治元年から昭和22年までの公文書を含んでおり、『公文録』(明治元年から明治18年までの太政官の決裁文書を収録したもの。)に収録されなかった重要な機密事項や事件等の記録を編集したものであると言われている<sup>(4)</sup>。

本資料は、我部政男・広瀬順皓両氏の編集によりゆ

まに書房から刊行された『マイクロフィルム版公文別録』中の「第一期全31リール・別巻(上)」(1995年刊行)のうち第18リールに収録されている。津波清氏がこの『マイクロフィルム版公文別録』第一期の「総目録」から沖縄関係史料を抽出・整理した論考は、「沖縄県甲乙丙丁号達」の目次に表示された件名を列挙している<sup>(5)</sup>。本資料は、現在では、国立公文書館のアジア歴史資料センターが電子資料としてインターネットを通じて公開しており、デジタル画像で閲覧することができる。さらに、本資料の翻刻が、沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 近代3尾崎三良岩村通俊沖縄関係史料』(沖縄県教育委員会、1980年)293頁~387頁に「沖縄県下甲乙丙丁号達」<sup>(6)</sup>(以下これを「翻刻版」という。)と題して掲載されている。

本資料は、第三代沖縄県令岩村通俊の着任<sup>(7)</sup>の直後の時期である明治16年5月および6月に制定または発令された沖縄県の令達の一部である86件を、「明治十六年自五月至六月 沖縄県甲号達」、「明治十六年自五月至六月 沖縄県乙号達」、「明治十六年自五月至六月 沖縄県丙号達」、「明治十六年自五月至六月 沖縄県丁号達」、「沖縄県番外無号達」の五つに区分して順次綴ったものである<sup>(8)</sup>。これら五つの各部分は、二つ折りの白紙の第一紙に、それぞれの表題が記載され、第二紙(ないし第三紙)に、収録されている令達の件名目次が記載されている。そして、第三紙(ないし第四紙)以降に各令達に記載されている。いずれも毛筆による手書きである。使用されている用紙は基本的に白紙であるが、明治16年1月4日達丙第1号〈各課職制事務章程並庁則改定〉(後掲【表1】の符号・整理番号の岩村68に相当。以下同じ。)中の「沖縄県庁則」の一部である回議書式第1号および第2号については会計検査院の13行罫紙が使われている。

ところで本資料では、この86件の令達を収録するに

あたって、当該令達によって改廃される前の令達が当該令達の直後に参考資料として綴り込まれているケースがある。その結果、これらの改廃前の令達25件（そのうち岩村39は原本の「沖縄県乙号達目次」に表示されているが、残りの24件はいずれの目次にも表示されていない。）を含めると、本資料には合計111件の沖縄県の令達が収録されている。ただし、明治15年9月22日達乙第39号〈各間切各島吏員俸給支給ノ件〉が、明治16年5月22日達乙第13号「明治十五年乙第三十九号各間切各島吏員俸給支給方取消ノ件」（岩村33）による取消と、明治16年5月22日達丙第34号「乙第十三号達ニ付取調ノ件」（岩村70）による指令とに関連して、岩村34と岩村71として重複して登場するので、実質的には、本資料の収録令達件数は110件ということになる<sup>9)</sup>。

なお、「明治十六年自五月至六月 沖縄県丙号達」中には、達丙第22号が収録されていない。原本の「沖縄県丙号達目次」には「一 丙第廿二号 欠如」と表示されている。翻刻版338頁下段では、「丙第廿二号欠如〔一編者注〕」との注が記載されている。欠如の理由は不明であるが、『沖縄県日誌』の記述から当該令達の概要を知ることができる<sup>10)</sup>。

本資料が収録する110件の令達の類型別内訳を件数の多い順に列挙すると、達丙36件、布達甲27件、達乙15件、達丁15件、達無号8件、番外5件、訓諭、内訓、指令、正誤各1件である。

また、この110件の令達が制定・発令された時期を沖縄県令の在任時期別に整理すると、初代県令鍋島直彬の在任時期（明治12年4月4日～明治14年5月18日）のもの5件（布達甲1件、達乙2件、番外2件）、第二代県令上杉茂憲の在任時期（明治14年5月18日～明治16年4月22日）のもの19件（布達甲6件、達乙4件、達丙5件、番外、訓諭、内訓、指令各1件）、第三代県令岩村通俊の在任時期（明治16年4月22日～明治16年12月21日）のもの86件（布達甲20件、達乙9件、達丙31件、達丁15件、達無号8件、番外2件、正誤1件）である。

### 三 本資料収録の令達の内容について

次に、上述の110件の令達の規定内容を概観してみよう。その際の手掛りとして、本稿では、明治39年に発行された沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔初版〕』（以下「明治39年版『令達類纂』」という。）の編纂方式<sup>11)</sup>を借用することにしよう。すなわち、明治39年版『令達類纂』は、明治38年8月末日までに公布または発令された沖縄県の令達をその規定内容に従って14類（官規、制度、社寺、軍事、土木、教育、勸業、交通、警察、衛生、恤救、会計、統計、雑）に分類して配列している。さらに恤救を除く各類はいくつかの

章に細分類されている。

そこで、本資料に収録された110件の令達を、明治39年版『令達類纂』のこの編纂方式にそって分野別に整理すると、①官規21件（服務4件：官吏心得、県令官印改刻など、処務規程17件：人民より願伺届書差出方、同達取消、編纂課設置、同課事務章程制定、各課職制事務章程並庁則改定、庁則第一章更正、布告布達等受付手続、官報報告書類取纏など）、②制度33件（置県1件：県令着県、裁判掛5件：宮古島裁判掛出張所廃止、裁判掛事務規程制定など、監獄署4件：宮古島監獄支署廃止、監獄署職制並事務章程改正など、役所10件：役所長委任条件制定、牛馬売買願の許否三島役所へ委任、役所職制並事務章程改定、役所長参集の期、同達取消など、間切島村11件：掟採用、同達取消、文字人員増加、同達取消、吏員身分取扱改定、間切島吏員俸給支給改定、同達取消、地頭以下間切村吏員撰挙の訓諭、同訓諭取消など、民費2件：民費規則、同規則取消）、③土木1件（道路橋梁1件：道路橋梁治水等執行出来形精算帳差出）、④教育2件（学事諸規程2件：学事賞与調査具申、学事奨励品附与調査具申）、⑤勸業1件（農業1件：農業上有功有益有害鳥獸調査）、⑥交通4件（船舶4件：津口手形受取、難破船取扱など）、⑦警察27件（服務9件：警察分署廃止所轄区域変更、三島分署廃止、栗国島巡査派出所廃止、巡査各間切村落巡回心得制定など、処務規程3件：警察本分署職制並事務章程改正、三島警察事務取扱心得並同犯罪人取扱心得など、保安10件：人身売買禁止の告諭、同告諭取消、貸座敷規則及び娼妓規則の改廃、娼妓疾病診察に関する布達廃止、芸妓営業禁止の布達廃止、芸妓貸座敷規則など、営業5件：屠獸営業肉販売病死獸の取締、三島牛馬売買許可願出、那覇役所の開店出願許可指令の取消など）、⑧衛生14件（伝染病4件：養豚禁止、同布達廃止、溝渠下水等掃除など、病院・医員5件：医院分局出張所廃止・診療所設置、各地在勤医員心得など、衛生諸規程5件：衛生委員兼務心得、畜犬禁止、同達取消など）、⑨会計4件（収税1件：貢麦石代相場、給料旅費諸給与2件：役所小使給に関する達、同達改定、その他1件：貸下金返納督促）、⑩雑2件（戸籍2件：久米島人民転籍移住何への指令、同指令取消）、⑪内容不明1件（岩村109）である。社寺、軍事、恤救、統計の各分野に属する令達は本資料中には存在しない。

ちなみに、これら110件の令達は、1件（岩村62）を除き、すべて原始規定である（すなわち、当該令達が制定または発令された後になされた一部改正の内容が織り込まれていない。）。

### 四 本資料収録の令達の資料的価値について

本資料に収録にされた令達の存在については、本資

料の翻刻版が刊行されて以来すでに広く知られているところであると思われる。

ここでは、本資料に収録された110件の令達が、戦前期沖縄県の令達に関する他の残存資料や令達集にどの程度重複して収録・掲載されているかという観点から、本資料に収録にされた令達の資料的価値をあらためて検討してみることにしよう(後掲【表1】の「備考(重複掲載状況等)」欄参照)。

その結果は次の通りである。①本資料収録の令達のうち『沖縄県日誌』に全文収録されているもの:10件(岩村5、6、9、11、18、30、41、48、60、87)。②本資料収録の令達が『沖縄県日誌』に全文収録されている令達の一部改正後のものであるもの:1件(岩村62)。③本資料収録の令達のうち『〔沖縄〕県庁からの諸令達』<sup>(12)</sup>に全文収録されているもの:1件(岩村37)。④本資料収録の令達のうち明治39年版『令達類纂』に全文収録されているもの:4件(岩村20、29、80、101)。⑤本資料収録の令達のうち『沖縄県日誌』に部分的に収録されているもの:2件(岩村1、13)。⑥本資料収録の令達のうち『沖縄県日誌』に要旨が掲載されているもの(ただし岩村34と岩村71は同文):40件(岩村7、10、12、22、25、26、31、34=71、36、40、42、45、49、53、54、55、56、58、59、61、63、64、79、85、86、88、89、90、91、92、93、94、95、99、100、105、107、108、109、110)。⑦本資料収録の令達のうち『沖縄県日誌』に件名または名称のみ掲載されているもの:25件(岩村2、4、14、15、16、17、19、21、23、24、27、28、32、33、35、38、39、43、65、75、76、81、82、83、84)。⑧本資料収録の令達のうち『沖縄県日誌』に件名の一部のみ掲載されているもの:1件(岩村57)。⑨本資料収録の令達のうち以上の①~⑧のいずれにも該当せず、かつ他の残存資料や令達集での収録・掲載が現時点で確認されていないもの:26件(岩村3、8、44、46、47、50、51、52、66、67、68、69、70、72、73、74、77、78、96、97、98、102、103、104、106、111)。

以上によれば、①、③および④のカテゴリーの令達15件については、他の残存資料や令達集によっても同文の令達を確認することができる。また、②のカテゴリーの令達1件については、一部改正の箇所と内容を特定するうえでの情報を得ることができる。しかし、⑤、⑥、⑦および⑧のカテゴリーの令達合計68件については、他の残存資料や令達集によっては完全な情報を得ることはできないと思われる。さらに、管見によれば、⑨のカテゴリーの令達26件については、現時点では本資料以外では令達の内容を確認できないと思われる。

## 五 【表1】 および 【表2】 について

つぎに、本稿の末尾に掲げた【表1】および【表2】について簡単に解説をしておこう。

【表1】(以下「本表」という。)への掲載は、「沖縄県甲乙丙丁号達」の収録順によった。本表には、「符号」、「整理番号」、「制定または発令年月日」、「令達類型」、「令達番号」、「令達の件名・名称」、「令達の制定・発令者」、「令達の宛先」、「翻刻版掲載頁」および「備考(重複掲載状況等)」の各欄を設けた。

本表中「符号」(岩村)および「整理番号」(1~111)は、作表の便宜や後日の引用の便宜のために、筆者が付したものである。

本表中「制定または発令年月日」欄には、本資料に収録にされた各令達に記載されている年月日を表示した<sup>(13)</sup>。ただし明治13年布達甲第38号(岩村30)については、資料中に制定年しか記載されていないので、本表中では月日部分を「00」と表示した<sup>(14)</sup>。

本表中「令達の件名・名称」欄には、本資料の各「目次」に掲載されている令達86件(岩村39の達丙第2号および岩村44の正誤を含む。)については、原則としてその目次の見出しの表現をそのまま採用して表示した(ただし、一部の令達については令達本文に基づき見出しの表現を訂正・補充した)。これに対して、本資料は、参考資料として収録している改廃前の令達のうち岩村39を除く24件については、目次に見出しを掲載していないので、筆者が令達本文の内容に基づき、〈 〉内に適宜件名・名称を付した。

本表中「令達の制定・発令者」欄および「令達の宛先」欄には、令達の記載内容に基づき、令達の制定者または発令者と令達の宛先についての情報を表示した。

本表中「翻刻版掲載頁」欄には、前述の翻刻版における本資料収録令達の翻刻の掲載頁(各令達の翻刻が掲載されている冒頭頁)を表示し、本表の利用者の便宜を図った。

最後に、本表中「備考(重複掲載状況等)」欄には、本資料が収録している110件の令達のうち、戦前期沖縄県の令達・令規集や本資料以外の残存公文書等にも掲載ないし収録されている令達について、その情報を表示した。既存の令達を一部改正した令達については、被改正令達の符号・整理番号を示した。また、本資料の原本の本文中に令達の件名の要旨を記した付箋が貼付されているものについては、その付箋の記載内容を示した。さらに、本資料に綴り込まれている各「目次」に掲載されていない令達には◆印を付した。

【表2】には、【表1】に掲載した令達の一部について、件名・名称の訂正・補充に関する注記や、令達に添付された別紙・別冊の名称、廃止・取消された令達の情報等に関する補足説明を付した。

## 六 おわりに

最後に、本稿で紹介した「沖縄県甲乙丙丁号達」に収録された令達の研究資料としての特色について言及して締めくくりとしよう。

周知のように、沖縄近代史において、岩村通俊県令は、前任の鍋島直彬・上杉茂憲両県令の「旧慣改革」＝近代化政策をいわゆる「旧慣温存」政策へと転換した人物として位置付けられる<sup>(15)</sup>。岩村県令によるこの「旧慣温存」政策への転換は、法制度上は、前任の鍋島・上杉両県令が制定・発令した沖縄県の令達の廃止・取消・改定という方式で遂行された。しかし、岩村県令の在任期間（8箇月）中に制定・発令された沖縄県令達は、本資料に収録されたものを除くと、現時点で残存が確認されているものは左程多くないのが実情である。それゆえ、本資料に収録された令達は、岩村県令が前任の鍋島・上杉両県令の制定・発令した令達のうち具体的にはどのような令達を改廃したのかについて的一端を知る貴重な手がかりとなるであろう。

### 注

- (1) 本資料については、既に玉木園子「戦前の沖縄県公報の残存状況について」（『史料編集室紀要』28号、2003年）49頁が、「『沖縄県下甲乙丙丁号達』（岩村通俊沖縄関係史料）にも明治16年の達がまとめて記載されている」と紹介している。筆者も、「戦前期沖縄県の令達集・令規集について—その書誌情報の素描—」（田里修・森謙二編『沖縄近代法の形成と展開』榕樹書林、2013年）109頁で簡単に紹介したことがある。
- (2) 筆者がこれまでに取り上げた令達・令規集は、『学事規定全書』（明治27年）、『沖縄県令達類纂〔初版〕』（明治39年）（以下「明治39年版『令達類纂』」という。）、『沖縄県町村諸規程』（推定発行年明治41年～43年）、『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年）（以下「明治44年版『令達類纂』」という。）、『沖縄県会計法規』（大正3年）、『沖縄県町村自治之槩 全』（大正4年）、『糖業関係例規』（昭和5年）、『沖縄県物産検査関係例規』（昭和9年）、『沖縄県警察法規類典全』（昭和10年）、『沖縄県青年学校法令集 全』（昭和14年）の10件である。
- (3) 青嶋敏「『琉球新報』紙上の「本県公文」欄とそこに掲載された沖縄県令達について」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）（オンライン版）』63輯、2014年）145～153頁。
- (4) 井出孫六ほか編『自由民権機密探偵史料集』（三一書房、1981年）所収「解題」838頁。
- (5) 津波清「『公文別録』中沖縄関係記事について」（『沖縄県史研究紀要』3号、1997年）25頁～28頁。ただし、同論考では、「甲号達目次」中の明治16年布達甲第19号（岩村16）が欠落し（25頁）、「乙号達目次」中に表示されている明治16年達丙第2号（岩村39）を「乙第3号」と誤記している（26頁）。
- (6) 本資料の呼称について、従来筆者は、『沖縄県史料近代3尾崎三良岩村通俊関係史料』の呼称に従って「沖縄県下甲乙丙丁号達」と表現してきた（たとえば、青嶋前掲「戦前期沖縄県の令達集・令規集について」109頁。）。しかし、本資料の原本を収録する『公文別録 官吏雑件二 太政官乙』の件名目次は本資料を「沖縄県甲乙丙丁号達」と表記して

いるので、本稿以降においては後者の表記に従って「沖縄県甲乙丙丁号達」と表現することにする。

- (7) 明治16年5月7日達丙第17号（岩村48）は、沖縄県庁内部の課署掛役所宛に「拙者儀昨日六日着県候ニ付本日ヨリ事務取扱候条此旨相達候事」と通達している。
- (8) 明治16年1月4日達丙第1号「各課職制事務章程並庁則改定」（岩村68）中の「達番号書式」によれば、明治16年5～6月当時の沖縄県の令達の類型は、「甲号布達」、「乙号達」、「丙号達」、「丁号達」、「番外達」、「告〔示〕」、「沖縄県何課報告」の7類型であった（詳しくは青嶋敏「戦前期沖縄県の令達・令規の類型とその変遷について」〔『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）（オンライン版）』62輯、2013年）11～12頁参照）。
- (9) 本資料には、以上の沖縄県令達の他に、明治16年布達甲第12号（岩村2）の参照法令として、明治5年10月太政官第295号布告（所謂「芸娼妓解放令」）と明治5年10月司法省第22号布達が、明治16年達乙第14号（岩村35）の参照法令として明治16年4月農商務省第3号達が、綴り込まれている。
- (10) 琉球政府編『沖縄県史第11巻資料編1上杉県令関係日誌』（琉球政府、1965年）所収『沖縄県日誌』696頁は、明治16年5月12日のくだりににおいて、「丙第二拾二号ヲ以テ今般編纂課設置ニ付是迄各課ニ備付ノ旧藩引継簿書ノ内編纂上必要ノ分同課引継之儀各課ニ達ス」と記述している。ちなみに、明治16年達丙第33号（岩村69）でも類似の達を発令している。
- (11) 明治39年版『令達類纂』の編纂方式については、青嶋、前掲「戦前期沖縄県の令達集・令規集について」87頁参照。
- (12) 『〔沖縄〕県庁よりの諸令達』の原本は竹富町字波照間公民館が所蔵するとされるが（琉球政府立沖縄史料編集所編『沖縄関係文獻目録 一九七二年一月三十一日』〔同史料編集所発行、1972年〕45頁）、筆者は未見である。本稿の執筆に際しては、浦添市立図書館沖縄学研究所所蔵の複製本を参照した。
- (13) 沖縄県の令達の公布方法は、明治26年9月9日県令第39号「公布式一定」（明治39年版『令達類纂』下巻609頁〔A746〕）が制定される以前は、「明治十九年県令甲第二十四号ヲ以テ相定候公布式」（同「公布式一定」の制定文）によって定められていた。この明治19年の「公布式」自体は現時点では確認されていないが、明治19年10月25日付の『官報』第997号246頁の「官庁事項」欄に掲載された記事「県令公布式及施行期限」によって、この「公布式」が、「沖縄県県令ハ役所役場番所蔵元ノ揭示場ニ掲出スルヲ以テ公布式トス又該令ハ発布ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トス尤各離島ハ到達ノ翌日ヨリ起算ス但シ発布ノ当日ヨリ施行ヲ要シ又ハ特ニ施行ノ日ヲ示シタルモノハ此ノ限ニアラス」という内容であったことがわかる。明治19年「公布式」制定以前の沖縄県の令達の公布方法に関する令達は現時点では確認できていないが、明治19年「公布式」と同様に「役所役場番所蔵元ノ揭示場ニ掲出スル」方法が採られていたと推測される。従って、本資料に収録された令達に記載された年月日は当然には公布年月日ではなく、第一義的には制定または発令の年月日であると考えられる。
- (14) 『沖縄県日誌』118～119頁によれば、明治13年布達甲第38号は5月22日のくだりに記載されている。
- (15) 上杉県政から岩村県政への転換については、沖縄県文化振興会史料編集室編『沖縄県史各論編第5巻近代』（沖縄県教育委員会、2011年）116～119頁〔秋山勝執筆〕および121～127頁〔大里知子執筆〕参照。

（2015年9月24日受理）

【表1】「沖繩県甲乙丙丁号達」所収沖繩県令達一覧

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の件名・名称	令達の制定・発令者	令達の宛先	翻刻版掲載頁	備考 (重複掲載状況等)
岩村	1	明治16/05/08	布達甲	11号	十六年貢麦石代相場ノ件	沖繩県令岩村通俊		293	日誌694頁(部分)。
岩村	2	明治16/05/14	布達甲	12号	人身売買ノ義ニ付前年ノ告諭取消ノ件	沖繩県令岩村通俊		294	A廢10、日誌696頁(件名のみ)。原本付箋「人身売買」。
岩村	3	明治15/03/23	番外	4号	<人身売買ノ義ニ付告諭>	県令代理少書記官池田成章		294	◆ A被10。
岩村	4	明治16/05/14	布達甲	13号	養豚禁止ノ義ニ付前年ノ達廢止ノ件	沖繩県令岩村通俊		295	A廢11、日誌696頁(件名のみ)。原本付箋「養豚解禁」。
岩村	5	明治13/09/27	番外	60号	<養豚禁止>	沖繩県令鍋島直彬	那覇四村久米村	295	◆ A被11、日誌244頁(全文)。
岩村	6	明治13/05/15	番外	14号	<養豚ノ儀ハ来ル六月一日ヨリ九月三十日迄禁止>		那覇四村久米村	295	◆ 日誌111頁(全文)。
岩村	7	明治16/05/15	布達甲	14号	貸座敷娼妓規則ノ義ニ付前年ノ布達廢止ノ件	沖繩県令岩村通俊		296	A廢12、日誌697頁(要旨)。原本付箋「貸座敷娼妓規則廢止」。
岩村	8	明治14/11/29	布達甲	121号	貸座敷娼妓規則	沖繩県令上杉茂憲		296	◆ A被12。
岩村	9	明治15/03/11	布達甲	41号	貸座敷並ニ娼妓規則中追補改定	県令代理少書記官池田成章		300	◆ A被14、日誌539頁(全文)。
岩村	10	明治16/05/15	布達甲	15号	娼妓疾病診察ノ義ニ付前年ノ達廢止ノ件	沖繩県令岩村通俊		300	A廢13、日誌697頁(要旨)。
岩村	11	明治15/03/11	布達甲	42号	<娼妓疾病診察>	県令代理少書記官池田成章		300	◆ 日誌539頁(全文)。
岩村	12	明治16/05/15	布達甲	16号	芸妓営業禁止ノ義ニ付前年ノ布達廢止ノ件	沖繩県令岩村通俊		301	A廢14、日誌697頁(要旨)。原本付箋「芸妓営業解禁」。
岩村	13	明治15/05/11	布達甲	65号	<芸妓営業禁止>	沖繩県令上杉茂憲代理少書記官池田成章		301	◆ A被15、日誌579頁(部分)。
岩村	14	明治16/05/15	布達甲	17号	芸妓貸座敷規則ヲ定ムルノ件	沖繩県令岩村通俊		301	日誌697頁(件名のみ)。原本付箋「芸妓貸座敷規則新設」。
岩村	15	明治16/06/05	布達甲	18号	兼城越来両分署廢シ「ママ」ノ件	沖繩県令岩村通俊		304	日誌704頁(件名のみ)。
岩村	16	明治16/06/07	布達甲	19号	医院分局出張所廢止更ニ診察所ヲ置ノ件	沖繩県令岩村通俊		305	日誌704頁(件名のみ)。
岩村	17	明治16/06/08	布達甲	20号	屠獸并ニ獸肉販売等ニ付其区域ヲ定ムルノ件	沖繩県令岩村通俊		305	日誌704頁(件名のみ)。
岩村	18	明治15/04/27	布達甲	60号	屠獸並獸肉販売及ヒ病死獸取締規則	沖繩県令上杉茂憲代理少書記官池田成章		306	◆ 日誌567頁(全文)(ただし令達番号が40号と誤表示されている)。
岩村	19	明治16/06/08	布達甲	21号	各役所長へ委任ノ件	沖繩県令岩村通俊		307	日誌704頁(件名のみ)。原本付箋「各役所委任件「ママ」」。
岩村	20	明治16/06/08	布達甲	22号	願伺届書等宛名ノ件	沖繩県令岩村通俊		310	A41、B34、日誌704頁(要旨)。
岩村	21	明治16/06/08	布達甲	23号	宮古八重山久米三島ノ分署廢止ノ件	沖繩県令岩村通俊		310	日誌704頁(件名のみ)。
岩村	22	明治16/06/11	布達甲	24号	宮古島裁判出張所廢止ノ件	沖繩県令岩村通俊		311	日誌705頁(要旨)。
岩村	23	明治16/06/12	布達甲	25号	宮古島監獄支署廢止ノ件	沖繩県令岩村通俊		311	日誌706頁(件名のみ)。
岩村	24	明治16/06/24	布達甲	26号	警察本署所轄分割ノ件	沖繩県令岩村通俊		311	日誌714頁(件名のみ)。
岩村	25	明治16/06/24	布達甲	27号	三島牛馬売買出願ノ件	沖繩県令岩村通俊		311	A被73、日誌714頁(要旨)。原本付箋「三島牛馬売買」。
岩村	26	明治16/06/24	布達甲	28号	三島役所へ特ニ委任ノ件	沖繩県令岩村通俊		311	日誌714頁(要旨)。
岩村	27	明治16/06/24	布達甲	29号	前年布達民費規則取消ノ件	沖繩県令岩村通俊		312	A廢15、日誌714頁(件名のみ)。原本付箋「民費規則取消」。
岩村	28	明治15/11/30	布達甲	93号	民費規則	沖繩県令上杉茂憲		312	◆ A被16、日誌647頁(名称のみ)。
岩村	29	明治16/06/24	布達甲	30号	十三年甲三十八号達ニ違背シタル者処分ノ件	沖繩県令岩村通俊		316	A312、日誌714頁(要旨)。原本付箋「津口手形違背ノ者処分」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の件名・名称	令達の制定・発令者	令達の宛先	翻刻版掲載頁	備考 (重複掲載状況等)
岩村	30	明治13/00/00	布達甲	38号	<津口手形受取りノ件>	沖縄県令鍋島直彬代理 少書記官原忠順		316	◆ 日誌118頁(全文)。
岩村	31	明治16/05/14	達乙	12号	明治十五年乙第四十九号達採採用之義取消之件	沖縄県令岩村通俊	那覇島尻中頭国頭久米島役所番所	316	A廃18、日誌697頁(要旨)。原本付箋「採採用ノ達取消」。
岩村	32	明治15/11/24	達乙	49号	<採採用ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	役所番所 首里宮古島八重山島ヲ除ク	317	◆ A被21、日誌646頁(件名のみ)。
岩村	33	明治16/05/22	達乙	13号	明治十五年乙第三十九号各間切各島吏員俸給支給方取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所	317	A廃19、日誌699頁(件名のみ)。
岩村	34	明治15/09/22	達乙	39号	<各間切各島吏員俸給支給ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	役所	317	◆ A被22、日誌626頁(要旨)。岩村71と同文。
岩村	35	明治16/05/25	達乙	14号	有功有益有害ノ鳥獣取調方ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所	317	日誌699頁(件名のみ)。
岩村	36	明治16/05/30	達乙	15号	難破船取扱之件	沖縄県令岩村通俊	役場〔ママ〕蔵元番所	320	日誌701頁(要旨)。
岩村	37	明治13/04/15	達乙	82号	<難破船ノ儀ハ地頭代主取以下ニテ取扱>	沖縄県令鍋島直彬代理 少書記官原忠順	各役所蔵元番所	321	◆ 県庁からの諸令達。
岩村	38	明治16/06/08	達乙	16号	本年一月丙第弐号達各役所職制並事務章程ヲ廢シ委任条件ヲ定ムルノ件	沖縄県令岩村通俊	役所	321	日誌704頁(件名のみ)。原本付箋「各役所事務章程ヲ廢シ委任条件ヲ定ム」。
岩村	39	明治16/01/04	達丙	2号	役所職制並事務章程改定ノ件	沖縄県令上杉茂憲	課署掛役所	324	日誌659頁(件名のみ)。
岩村	40	明治16/06/08	達乙	17号	人民ヨリ願伺届書差出方ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所	329	日誌704頁(要旨)。原本付箋「県令宛願書ハ役所限却下不相成」。
岩村	41	明治15/06/03	達乙	23号	<人民ヨリ願伺届書ハ一切県令へ宛為差出>	沖縄県令上杉茂憲代理 少書記官池田成章	役所	329	◆ 日誌595頁(全文)。
岩村	42	明治16/06/11	達乙	18号	文子人員増加ノ件	沖縄県令岩村通俊	各間切各島 両先島ヲ除ク	329	日誌705頁(要旨)。原本付箋「文子増員」。
岩村	43	明治16/06/18	達乙	19号	吏員身分取扱改定ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所役場番所蔵元	329	日誌709頁(件名のみ)。原本付箋「吏員身分取扱」。
岩村	44	明治16/09/23	[正誤]	号外	本年乙第十九号達正誤ノ件	沖縄県編纂課		330	
岩村	45	明治16/06/23	達乙	20号	衛生委員兼務心得ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所	331	日誌713頁(要旨)。
岩村	46	明治14/10/20	達乙	47号	<衛生委員ノ儀ハ主取中取地頭代ニ兼務セシム>	沖縄県令上杉茂憲	各役所	331	◆
岩村	47	明治16/05/07	達丙	16号	官吏心得制定ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	331	原本付箋「官吏心得」。
岩村	48	明治16/05/07	達丙	17号	県令着県ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	332	日誌694頁(全文)。
岩村	49	明治16/05/08	達丙	18号	役所小使給改定ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所 那覇首里両役所ヲ除ク	332	日誌694頁(要旨)。
岩村	50	明治15/11/16	達丙	88号	<役所小使給与之儀自今一ヶ月定額金拾六円ト相定>	沖縄県令上杉茂憲	役所 那覇首里両役所ヲ除ク	332	◆
岩村	51	明治16/05/08	達丙	19号	学事賞与ニ関スル調査方ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所	332	
岩村	52	明治16/05/08	達丙	20号	学事奨励品附与ニ関スル調査方ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所	334	
岩村	53	明治16/05/10	達丙	21号	編纂課設置ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	338	日誌695頁(要旨)。原本付箋「編纂課新置」。
岩村	54	明治16/05/12	達丙	23号	島根県巡查旅行中証書付与ノ件	沖縄県令岩村通俊	警察本署役所浦役人	338	日誌696頁(要旨)。
岩村	55	明治16/05/14	達丙	24号	警察本署中主計部ヲ廢シ会計課ニ付スル件	沖縄県令岩村通俊	会計課警察本署	339	日誌696頁(要旨)。
岩村	56	明治16/05/14	達丙	25号	編纂課順序ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	339	日誌696頁(要旨)。
岩村	57	明治16/05/14	達丙	26号	地頭代已下吏員選挙ノ義ニ付前年ノ訓諭取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	地頭代以下間切村吏員那覇首里両先島ヲ除ク	339	A廃22、日誌697頁(件名の一部のみ)。原本付箋「地頭代以下吏員選挙ニ付訓諭取消」。
岩村	58	明治15/12/14	訓諭	記載なし	<地頭代以下間切村吏員選挙ノ儀ニ付訓諭>	沖縄県令上杉茂憲	地頭代以下間切村吏員那覇首里両先島ヲ除ク	339	◆ A被25、日誌651頁(要旨)。
岩村	59	明治16/05/14	達丙	27号	各役所長参集ノ期取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	339	日誌696頁(要旨)。
岩村	60	明治15/04/19	達丙	37号	<各役所長本庁へ集参ノ期>	沖縄県令上杉茂憲代理 少書記官池田成章	課署掛各役所	340	◆ 日誌564頁(全文)。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の件名・名称	令達の制定・発令者	令達の宛先	翻刻版掲載頁	備考 (重複掲載状況等)
岩村	61	明治16/05/14	達丙	28号	客年丙第三十五号達取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛	340	A廃23、日誌696頁（要旨）。原本付箋「各課長会議廃止」。
岩村	62	明治15/04/10	達丙	35号	<布達起草シタルトキ各課署掛長ノ会議ニ付スヘキ件>	沖縄県令上杉茂憲代理 少書記官池田成章	課署掛	340	◆ A被26、日誌555頁（全文。一部改正前のもの）。
岩村	63	明治16/05/14	達丙	29号	間切吏員採用罷免ノ義ニ付前年ノ内訓取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	那覇島尻中頭国頭久米島役所長	341	A廃24、日誌697頁（要旨）。原本付箋「吏員採用罷免ノ内訓取消」。
岩村	64	明治15/11/16	内訓		記載なし <間切吏員地頭代以下掟等採用罷免之儀ニ付心得>	沖縄県令上杉茂憲	那覇島尻中頭国頭久米島役所長	341	◆ A被27、日誌645頁（要旨）。
岩村	65	明治16/05/16	達丙	30号	編纂課事務章程設定ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	343	日誌697頁（件名のみ）。原本付箋「編纂課章程」。
岩村	66	明治16/05/16	達丙	31号	庶務課事務章程中删除及改定ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	344	
岩村	67	明治16/05/16	達丙	32号	本県庁則更正ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	344	
岩村	68	明治16/01/04	達丙	1号	<各課職制事務章程並庁則改定>	沖縄県令上杉茂憲	課署掛役所	355	◆ 原本付箋「各課職制并ニ事務章程改定」。
岩村	69	明治16/05/17	達丙	33号	旧藩制度沿革等取調ニ要スル書類編纂課ヘ引継ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛	360	
岩村	70	明治16/05/22	達丙	34号	乙第十三号達ニ付取調ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所	361	
岩村	71	明治15/09/22	達乙	39号	<各間切各島吏員俸給支給ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	役所	361	◆ A被22、日誌626頁（要旨）。岩村34と同文。
岩村	72	明治16/05/24	達丙	35号	学務衛生勸業三課廢止ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	361	原本付箋「三課廢止」。
岩村	73	明治16/05/24	達丙	36号	各課事務章程改定ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	361	原本付箋「各課事務章程」。
岩村	74	明治16/05/30	達丙	37号	丙第三十六号達中追加ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	366	
岩村	75	明治16/05/30	達丙	38号	警察本分署職制並事務章程改正ノ件	沖縄県令岩村通俊	警察本分署	366	日誌701頁（件名のみ）。原本付箋「警察職制事務章程」。
岩村	76	明治16/05/30	達丙	39号	監獄署職制並事務章程改正ノ件	沖縄県令岩村通俊	監獄署	372	日誌701頁（件名のみ）。原本付箋「監獄職制章程」。
岩村	77	明治16/05/31	達丙	40号	布告布達等受付手續ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛	374	
岩村	78	明治16/06/01	達丙	41号	県官官印改刻ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署役所	374	
岩村	79	明治16/06/04	達丙	42号	官報々告ノ事務編纂課ヘ付スルノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	374	日誌703頁（要旨）。
岩村	80	明治16/06/04	達丙	43号	官報々告書類取纏メノ件	沖縄県令岩村通俊	課署掛役所	375	A32、日誌703頁（要旨）。
岩村	81	明治16/06/07	達丙	44号	各地在勤医薬価取扱手續ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所医院	375	日誌704頁（件名のみ）。
岩村	82	明治16/06/09	達丙	45号	裁判掛事務規程ノ件	沖縄県令岩村通俊	課署役所	376	日誌704頁（件名のみ）。原本付箋「裁判掛事務章程」。
岩村	83	明治16/06/12	達丙	46号	警察本署事務章程中増補ノ件	沖縄県令岩村通俊	警察本署	377	日誌706頁（件名のみ）。
岩村	84	明治16/06/12	達丙	47号	三島警察事務及犯罪取扱ノ件	沖縄県令岩村通俊	三島役所	377	日誌706頁（件名のみ）。原本付箋「三島警察事務」。
岩村	85	明治16/05/10	達丁	21号	泉崎村士族大湾政晏開店出願ニ対スル那覇役所指令取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	那覇役所	379	日誌695頁（要旨）。
岩村	86	明治16/05/14	達丁	22号	十三年乙第百貳拾八号達畜犬禁止ノ義取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	那覇役所	379	日誌696頁（要旨）。原本付箋「畜犬解禁」。
岩村	87	明治13/08/13	達乙	128号	<畜犬禁止ノ件>	沖縄県令鍋島直彬	那覇役所	380	◆ 日誌203頁（全文）。
岩村	88	明治16/05/24	達丁	23号	栗国島巡查派出所廢止ノ件	沖縄県令岩村通俊	警察本署	380	日誌699頁（要旨）。
岩村	89	明治16/06/07	達丁	24号	島尻中頭分局器械藥品医院ヘ引受ノ件	沖縄県令岩村通俊	医院	380	日誌704頁（要旨）。
岩村	90	明治16/06/07	達丁	25号	各地在勤医員心得相定ノ件	沖縄県令岩村通俊	医院	380	日誌704頁（要旨）。
岩村	91	明治16/06/09	達丁	26号	裁判掛事務規程相定ノ件	沖縄県令岩村通俊	裁判掛	381	日誌704頁（要旨）。原本付箋「裁判掛事務規程」。
岩村	92	明治16/06/09	達丁	27号	宮古八重山久米島ノ三分署廢止ニ付事務引継方ノ件	沖縄県令岩村通俊	警察本署	381	日誌705頁（要旨）。原本付箋「三島分署廢止」。
岩村	93	明治16/06/11	達丁	28号	宮古島裁判掛出張所廢止ニ付建物引継ノ件	沖縄県令岩村通俊	宮古島裁判掛出張所	382	日誌705頁（要旨）。原本付箋「裁判出張所廢止ニ付引継方ノ件」。
岩村	94	明治16/06/12	達丁	29号	巡查各間切村落巡回心得相定ノ件	沖縄県令岩村通俊	警察本署	382	日誌706頁（要旨）。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の件名・名称	令達の制定・発令者	令達の宛先	翻刻版掲載頁	備考 (重複掲載状況等)
岩村	95	明治16/06/13	達丁	30号	宮古島裁判掛出張所ノ書籍該島役所へ引継ノ件	沖縄県令岩村通俊	裁判掛	383	日誌706頁(要旨)。
岩村	96	明治16/06/14	達丁	31号	徳島県ヨリ藍商取締規則依頼ニ付心得方ノ件	沖縄県令岩村通俊	警察本署	383	
岩村	97	明治16/06/22	達丁	32号	監獄署看守押丁月俸名称等額改正ノ件	沖縄県令岩村通俊	監獄署	383	
岩村	98	明治16/06/24	達丁	33号	医院診療所年額金相定ノ件	沖縄県令岩村通俊	八重山宮古久米島国頭役所医院	383	
岩村	99	明治16/06/24	達丁	34号	久米宮古八重山役所へ牛馬売買願ノ〔ママ〕許否スルヲ委任ノ件	沖縄県令岩村通俊	久米宮古八重山役所	384	日誌714頁(要旨)。
岩村	100	明治16/06/24	達丁	35号	丁第三十四号達心得方ノ件	沖縄県令岩村通俊	久米宮古八重山役所	384	日誌714頁(要旨)。
岩村	101	明治16/06/22	番外	5号	人民連合ノ諸願ハ総代人立ヘキノ件	沖縄県令岩村通俊		384	A71、B72、日誌711頁(要旨)。原本付箋「数十人ノ出願ニハ総代ヲ立ツヘキ旨」。
岩村	102	明治16/05/29	番外	4号	溝渠下水等掃除ノ件	沖縄県令岩村通俊		385	
岩村	103	明治16/05/10	達	無号	長崎県士族小佐々周平へ貸下金返納督促ノ件	沖縄県令岩村通俊	長崎県士族小佐々周平	385	
岩村	104	明治16/05/25	達	無号	肺肝ニ病発見ノ節届出ノ件	沖縄県令岩村通俊	医院	385	
岩村	105	明治16/05/26	達	無号	久米島人民転籍移住ノ指令取消復旧ノ件	沖縄県令岩村通俊	久米島役所長	385	日誌700頁(要旨)。原本付箋「他地転籍移住ノ義指令取消復旧」。
岩村	106	明治15/12/27	指令		記載なし <久米島人民転籍移住ノ儀ニ付何へ指令>			385	◆
岩村	107	明治16/06/08	達	無号	乙第十六号達委任条件心得方ノ件	沖縄県令岩村通俊	役所	386	日誌704頁(要旨)。原本付箋「旧慣変更経同ヲ必ス」。
岩村	108	明治16/06/12	達	無号	監獄支署廃止ニ付罪囚処分ノ件	沖縄県令岩村通俊	宮古島役所長	386	日誌706頁(要旨)。原本付箋「監獄支署廃止ニ付罪囚処分ノ件」。
岩村	109	明治16/06/20	達	無号	明治十四年二月番外第九号内諭取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	警部長典獄	386	日誌710頁(要旨)。
岩村	110	明治16/06/21	達	無号	十五年度道路橋梁治水等執行出来形精算帳可差出ノ件	沖縄県令岩村通俊	国頭中頭島尻三役所	386	日誌710頁(要旨)。
岩村	111	明治16/06/24	達	無号	警察分署廃止ニ付該費残金可還納ノ件	沖縄県令岩村通俊	八重山島旧警察分署宮古島旧警察分署久米島旧警察分署	386	

(注1) < >内の令達の件名・名称は令達本文の内容に基づき筆者が付したものである。

(注2) ◆印を付した令達は、本資料に綴り込まれている各「目次」に掲載されていない令達である。

(注3) 備考欄における符号Aと整理番号は明治39年版『令達類纂』所収の沖縄県令達に、符号A廃またはA被と整理番号は明治39年版『令達類纂』巻末「付録」に掲載された沖縄県の廃止・取消令達に、符号Bと整理番号は明治44年版『令達類纂』所収の沖縄県令達に、筆者が付したものである。『日誌』とは『沖縄県史第11巻』(1965年)所収の『沖縄県日誌』の翻刻のことである。



【表2】【表1】への補注

符号	整理 番号	補 注
岩村	2	明治15年番外第4号告諭（岩村3）の取消。
岩村	3	結文は「此旨告諭候事」。
岩村	4	明治13年番外第60号（岩村5）の廃止。
岩村	7	明治14年布達甲第121号（岩村8）および明治15年布達甲第41号（岩村9）の廃止。
岩村	8	別紙として「貸座敷規則」および「娼妓規則」を添付。
岩村	10	明治15年布達甲第42号（岩村11）の廃止。
岩村	12	明治15年布達甲第65号（岩村13）の廃止。
岩村	13	明治13年布達甲第16号の取消。
岩村	14	別紙として「芸娼妓貸座敷規則」を添付。
岩村	18	明治13年布達甲第11号、同年布達甲第13号、同年布達甲第19号の取消。
岩村	24	令達本文に基づき目次の件名中「警察署」を「警察本署」と訂正。
岩村	27	明治15年布達甲第93号（岩村28）の取消。
岩村	28	別冊として「民費規則」を添付。ただし、末尾に「別冊自第老号乃至第九号雛形ハ此ニ略ス」と記載されており、雛形は収録されていない。
岩村	30	『沖繩県日誌』118頁によれば、制定月日は5月22日である。
岩村	31	明治15年達乙第49号（岩村32）の取消。
岩村	34	A被22では、制定日ないし発令日が21日となっている。
岩村	38	令達本文に基づき目次の件名中「条例」を「条件」と訂正。
岩村	39	令達本文の名称は「沖繩県各役所職制並事務章程」と表記されている。
岩村	43	明治15年7月達乙第30号に言及。
岩村	44	明治16年達乙第19号（岩村43）の文字の正誤。
岩村	51	別紙として「学事賞与ニ関スル調査具申方心得」を添付。
岩村	52	別紙として「学事奨励品附与ニ関スル調査具申方心得」を添付。
岩村	57	明治15年12月14日付訓諭（岩村58）の取消。
岩村	59	明治15年達丙第37号（岩村60）の取消。
岩村	61	明治15年達丙第35号（岩村62）の取消。
岩村	63	明治15年11月16日付内訓（岩村64）の取消。
岩村	64	「吏員改正心得」および「説諭心得」から成る。
岩村	65	別冊として「編纂課事務章程」を添付。
岩村	66	令達本文に基づき目次の件名に「事務」および「削除及」を補充。明治16年達丙第1号（岩村68）中の庶務課事務章程の改正。
岩村	67	明治16年達丙第1号（岩村68）中本県庁則の改正。
岩村	68	「職制」「事務章程」「沖繩県庁則」「結文例」「指令文例」およびその他書式等から成る。
岩村	70	明治16年達乙第13号（岩村33）、明治15年達乙第39号（岩村71）に言及。末尾に「参考」として「乙第十三号達ハ乙号綴込中ニアリ」と記載されている。
岩村	73	別冊として「沖繩県各課事務章程」を添付。
岩村	74	明治16年達丙第36号（岩村73）への追加。
岩村	75	令達本文に基づき目次の件名に「職制並事務」を補充。別冊として「沖繩県警察本署職制並事務章程」および「沖繩県警察分署職制並事務章程」を添付。
岩村	76	令達本文に基づき目次の件名に「職制並事務」を補充。別冊として「沖繩県監獄署職制並事務章程」を添付。
岩村	77	令達本文に基づき目次の件名中「布告達」を「布告布達」に訂正。
岩村	81	令達本文に基づき目次の件名に「手続」を補充。
岩村	82	別冊として「沖繩県裁判掛事務規程」を添付。
岩村	83	令達本文に基づき目次の件名の「警察署」を「警察本署」と訂正し、「事務」を補充。
岩村	84	別冊として「久米宮古八重山島警察事務取扱心得」および「久米宮古八重山島犯罪人取扱心得」を添付。
岩村	85	明治16年4月9日付「開店願」および明治16年4月14日付那覇役所指令第145号を添付。
岩村	86	明治13年達乙第128号（岩村87）の取消。
岩村	90	令達本文の名称は「各地方在勤医員心得」と表記されている。
岩村	91	末尾に「別冊ハ丙第四十五号達ト同シク即チ丙号綴込中ニアリ」と記載されており、別冊は達丙45号（岩村82）と同文のため省略されている。
岩村	92	明治16年布達甲第23号（岩村21）に関連。
岩村	93	令達本文に基づき目次の件名中「裁判出張所」を「宮古島裁判掛出張所」に訂正補充。
岩村	96	令達本文に基づき目次の件名中「取調」を「取締」に訂正。別冊の「規則」は省略されている。
岩村	100	明治16年達丁第34号（岩村99）に言及。
岩村	101	結文は「此旨諭達候事」。
岩村	102	明治15年布達甲第92号に言及。結文は「此旨諭達候事」。
岩村	107	明治16年達乙第16号（岩村38）に言及。
岩村	109	明治14年2月19日番外第9号内諭に言及。
岩村	111	明治16年布達甲23号（岩村21）に言及。